

## **[事案 29-353] 契約内容変更無効請求**

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険料未納について保険会社から連絡がなかったことを理由に、自動延長定期保険への変更の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 5 月に契約した米ドル建終身保険について、保険料未納により平成 27 年 10 月に自動延長定期保険に変更された。しかし、保険料未納について、担当者からの電話連絡がなかったこと、保険会社から送付された書面はわかりづらく、いつも同じような内容なので開封していなかったことから、自動延長定期保険への変更を無効として元の契約内容に戻してほしい。または、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

自動延長定期保険への変更は、約款に基づく対応である。当社は申立人に対して保険料未納案内を送付しており、また、電話連絡も行ったが申立人は電話に出なかった。申立人は他の保険契約については、当社からの保険料未納連絡に従って適切な対応をしている。したがって、本件においても当社の対応に不備はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料未納時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社は保険料未納案内を申立人に対して郵送していたことが認められ、これを開封して読まなかったのは申立人の責任であり、郵送に加え電話で連絡をする義務が保険会社にあるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。